

## 賃上げ枠 Q&A

### 【賃上げ枠要件】

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に給与・賃金等の総支給額※（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が**1.5%以上増加**していること。

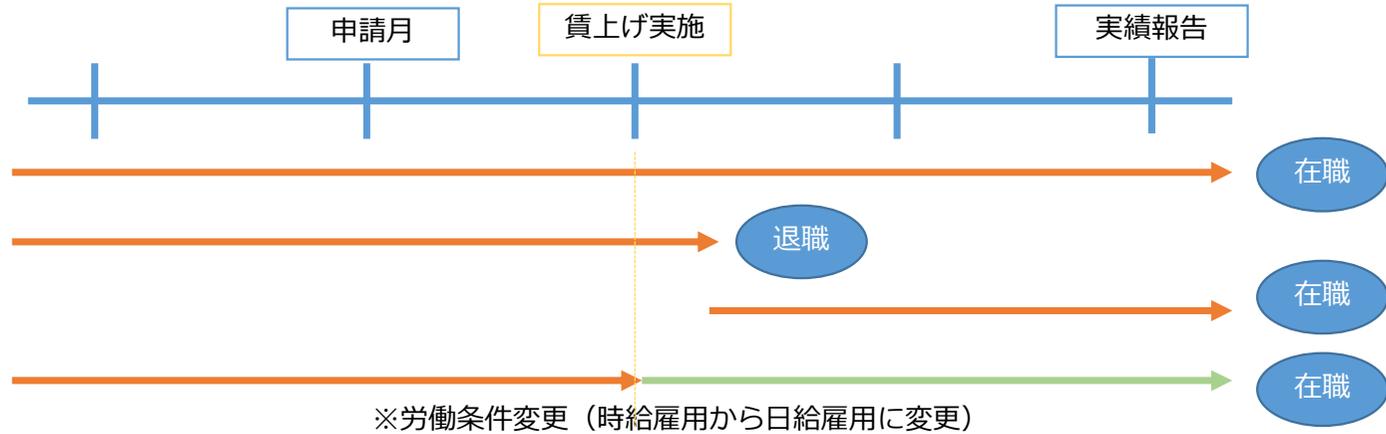
※時給日給雇用者は、労働時間を事業実施前の月ベースで揃えて比較する

	確認事項	考え方
1	総支給額の定義について	時給、日給、月給等の基本給に準じて従業員へ支払われる月額賃金を指す。残業代、賞与、各種手当等は含まれない。
2	総支給額増加率の定義について	賃上げ前後の比較月において、第4号様式内A（賃上げ前月額賃金）とB（賃上げ後月額賃金）を比較した際の増加率を指す。
3	賃上げ前の賃金台帳には記載があるが、その後、退職、休職して賃上げ後の賃金台帳には記載がない者、また賃上げ前の台帳には記載がないが、その後雇用された者の扱いについて	賃上げ前後の両方の台帳に名前がない従業員については、比較の対象となるものが存在しないため、総支給額算出の対象から除外する。
4	賃上げ前後の賃金台帳において、賃金形態が変更となっている従業員について	上記同様、同条件での比較が困難であることから、総支給額算出の対象から除外する。
5	賃上げ前後の賃金台帳において、労働時間、労働日数が異なる者の月額賃金計算方法について	同条件で比較するために、労働時間、日数を合わせる必要があるため、賃上げ前の労働時間、日数に合わせてうえで総支給額を算出する。
6	様式に記載する従業員はどこまでとするか	当該事業所で雇用する全ての従業員とする。（アルバイト、パート等含む）
7	国の補助金事業終了時に賃上げを実施していない場合は、対象となるか	賃上げの実施時期が、国の補助事業終了よりも後になる場合は、県の補助事業の終了を賃上げ実施時期に設定してください。

## ①賃上げ計算対象者

賃上げ前後の賃金台帳提出月に同条件で在籍する従業員が増加率計算の対象

対象	Aさん
対象外	Bさん
対象外	Cさん
対象外	Dさん



## ②賃上げの実施時期

R7.4.1～R7.3.31までに賃上げを実施した事業者が交付対象

